

【農地法第3条の主な許可基準】

農地法第3条第2項の許可基準	
(次に該当する場合は許可できません)	
(1)	<p>＜全部効率利用要件＞第2項第1号</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・耕作目的での権利取得でない場合。(資産保有等)</li><li>・取得後に全て農地を効率的に耕作すると認められない場合。 (機械所有、従事者数・配置、その他法令遵守の状況 等)</li></ul>
(2)	<p>＜農業生産法人要件＞第2項第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農地所有適格法人以外の法人による権利を取得しようとする場合。</li></ul>
(3)	<p>＜信託＞第2項第3号</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・信託の引受けにより権利が取得される場合。</li></ul>
(4)	<p>＜農作業常時従事要件＞第2項第4号</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農作業に常時従事(原則年間150日以上)すると認められない場合。</li></ul>
(5)	<p>＜転貸禁止＞第2項第5号</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・所有権以外の権限で耕作する者が、その土地を転貸又は質入れしようとする場合。</li></ul>
(6)	<p>＜地域との調和＞第2項第6号</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・権利取得後に行う耕作事業の内容、農地の位置や規模からみて農地の集団化、農作業効率化、その他周辺地域における農地の効率的かつ総合的利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められる場合。</li></ul>